ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

TAX GROUP NEWSLETTER

2021 年 5 月

再生計画案に基づく債務免除と第二次納税義務（東京地判令和2年 11 月6日）

弁護士　下尾　裕

Contents

- 東京地判令和2年11月6日の概要
- 実務上の留意点

1. 東京地判令和2年11月6日の概要

本裁判例は、中小企業再生支援協議会による再生支援を受けた株式会社（原告。以下「会社」といいます。）の取締役2名が、所得税及び相続税の滞納がある状況において、自らの所有する不動産持分を売却してそれぞれ会社の債務を代位弁済（本件各代位弁済）した上で、再生計画に基づき、本件各代位弁済に基づく各求償権（本件各求償債権）を（各取締役の会社に対する借入金債務と）相殺した後の会社に対する残債権を放棄（本件各債務免除）したことが国税徴収法39条における「債務の免除その他第三者に利益を与える処分」に該当するとして、会社に第二次納税義務があることを認めたものです。

これに関連する国税徴収法39条の定め及び本件の主たる争点に関する裁判所の判示内容はそれぞれ以下のとおりです。

【国税徴収法39条】
（無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務）
第三十九条　滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の一年前の日以後に、滞納者がその財産につき行つた政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的でする譲渡を除く。）、**債務の免除その他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるとき**は、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免かれた者は、**これらの処分により受けた利益が現に存する限度**（これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるもの（第五十八条第一項（第三者が占有する動産等の差押手続）及び第百四十二条第二項第二号（捜索の権限及び方法）において「親族その他の特殊関係者」という。）であるときは、これらの処分により受けた利益の限度）において、**その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う**。

©Anderson Mori & Tomotsune

【主な争点及び判示内容】

争点	判示内容
本件各債務免除は国税徴収法39条の「債務の免除その他第三者に利益を与える処分」に該当するか	● 「債務の免除その他第三者に利益を与える処分」とは、①第三者に「異常な利益」を与え、②実質的にみてそれが「必要かつ合理的な理由」に基づくものとはいえないと評価することができるものを意味すると解される。 ● 「債務の免除」は、相手方が負担する債務を一方的に無償で消滅させる行為を含むから、実質的な対価関係があるなどの事情がない限り、「異常な利益」を与える行為であると評価すべきものである。本件各債務免除においては、それが会社の選択した企業再生の手続にとって事実上必要なものではあっても、実質的な対価関係があるなどの事情があると認めることはできない。 ● 「必要かつ合理的な理由」の有無についても、当該第三者に対し、本来の納税義務者と同一の納税上の責任を負わせても公平を失しないか否かという観点から検討されるべきものであると解される。本件各代位弁済は取締役らが持分を有する不動産の換価代金を原資とするものであり、本件各債務免除も実質的な対価関係を伴わないものであることからすれば、会社にとって企業再生による経営状況の改善が必要なことであったとしても、かかる企業再生は実質的に取締役らの財産を無償で拠出してされた側面を有するといわざるを得ない。このような事情を踏まえれば、第二次納税義務との関係において、本件各求償債権が会社に実質的に帰属しているとみても、公平を失するとまで評価することはできない。
国税徴収法39条における「これらの処分により受けた利益」が現に存するか	● 滞納者による「債務の免除」（国税徴収法39条）により債務者が利益を受けた場合において、その利益の額は、当該債務者が支払能力を欠き、その債権の全部又は一部の回収が不能であるなどの事情がない限り、債務免除の対象となった債務の額であると解すべきであるから、本件各債務免除の当時において、会社が支払能力を欠き、本件各求償債権の全部又は一部が回収不能であったと認められない限り、会社は本件各債務免除によりその対象となった債務の額に相当する利益を受けたというべきである。 ● 会社が各金融機関に対して債務免除を求めながら、経営者責任を負っている取締役らが会社に対する本件各求償債権につき債務免除をしないのは、社会通念上受け入れられなかったという事情は、会社が再生計画による企業再生を企図していたこととの関係上、取締役らが本件各求償債権の行使を事実上控えざるを得なかったということを意味するにとどまり、会社が支払能力を欠き、本件各求償債権の全部又は一部が回収不能であったことを意味するものではないというべきである。

©Anderson Mori & Tomotsune

2. 実務上の留意点

一般に中小企業再生支援協議会の支援スキーム等においては、対象企業の取締役等の経営陣は、その経営責任を明確にする意味もあり、再生計画においては、経営者保証ガイドライン等に沿う形で一定の資産を手元に残したうえでその連帯保証債務を履行した後、これによる求償権を（経営陣の対象企業に対する債務と）相殺した後の対象企業に対する残債権を放棄する処理を行うのが通常です。

そのような中、本裁判例は、こうした取締役からの債権放棄が国税徴収法39条に基づく「債務の免除その他第三者に利益を与える処分」に該当するものとして、債務免除対象額の限度で会社の第二次納税義務を認めたものです。特に、本裁判例は、今回の支援スキームについて、「会社にとって企業再生による経営状況の改善が必要なことであったとしても、かかる企業再生は実質的に取締役らの財産を無償で拠出してされた側面を有するといわざるを得ない」として、税務上はなお「異常な利益」を認めるとともに、当該利益に関し「必要かつ合理的な理由」の存在を否定しました。また、本裁判例は、私的整理の場面でもなお求償債権等は回収不能ではないとして、現存利益の存在を認めています。

本裁判例は控訴審に移行している模様であり、上記判断がそのまま維持されるかどうかはわかりませんが、当該判示内容を前提とする限り、企業再生の場面においては、取締役等からの債務免除については第二次納税義務が発生する可能性が高くなることから、事前に債権放棄等を行う取締役の滞納状況を調査するといった実務対応を行う必要があります。

本裁判例の今後の動向に注意する必要があります。

©Anderson Mori & Tomotsune

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士　下尾　裕（yutaka.shimoo@amt-law.com）

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。

- ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。

「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業および弁護士法人アンダーソン・毛利・友常法律事務所を含むグループの総称として使用しております。